

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告

第20準備書面

令和5年5月30日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

令和5年4月27日付け第22準備書面に対する反論

1 第22準備書面第1の1、第1の2について

- (1) 被告は、本件プログラム5に関連する資料として、2003年11月6日付けのメール（乙44）を提出するが、その内容は本件プログラム5とは何ら関連のないものである。乙44号証は、原告が被告から依頼され納品した明石海峡大橋の温度計測プログラムについて、A/D変換ボードの入力レンジの変更が必要となり、原告がその方法を教えたものである（甲65-1、甲65-2）。

乙44号証及び甲66号証に「こちらの最新ソースを添付しますが、貴社で手を加えられている様でしたら、上記の箇所を追加してみてください。」との記載については、入力レンジの変更を行った最新のソースコードを添付するが、明石大橋の現地パソコン内にあるソースコードをプログラムのバグを取り除くために改変（著作権法20条2項3号）しているのであれば、指定の箇所に追加するよう助言しているに過ぎず、プログラムの改変を許諾しているものではない。

(2) また、上記より第22準備書面第1の2で被告が主張する点も本件と関連性がない。なお、2016年10月頃原告は著作権侵害行為がなされていることを認識しておらず、同時期に著作権侵害主張をしていない。

## 2 第22準備書面第1の3について

(1) 被告は、本件プログラム1、2が訴外ゼネコンA社独自工法での被告の計測業務にて使用するものであることを原告が認識していたと主張するが、原告は被告から詳細について聞かされていない。

(2) また、乙45号証で原告が汎用的になっている旨連絡しているところ、千住関谷の現場では、複数のケーソン（防波堤や岸壁をつくる際に使われる鉄筋コンクリートでできた箱）の施工が行われており、ケーソン内の複数のマンロック毎にペーパーレスレコーダーが置かれ、それらを集中的に管理する役割を果たしていたのが本件プログラム1であった。そして、工事の進行によって、計測をしなければならないマンロックの個数も変化していくため、業務の性質上同じ現場内で測点数が変わることが前提となっていたことから、本件プログラム1が汎用的になっていることが本件プログラム1、2に関する原告の許諾を推認するものではない。

3 第22準備書面第2について

(1) 被告は、本件プログラム1乃至6が全て被告業務の利用のために作成されたものであり、原告の許諾がなければそもそも本件プログラムを利用できない旨主張するが、被告は特定の現場、業務毎にプログラムを発注しており、原告も当然その現場、業務のみでの本件プログラムの利用は認めており、被告業務としてもそれで足りる。そのため、当該現場・業務以外での複製等を許諾しなければ被告が本件プログラムを使用できないということはない。

(2) また、そもそも制限の有無にかかわらず、プログラムを複製することはできないのであるから、原告が制限を設定しなかったことが黙示の承諾を推認するものではない。

4 以上より、被告が第22準備書面で述べる点は、いずれも原告の黙示の承諾を推認するものではない。

以 上